

滋賀県地域福祉支援計画について

1. 計画策定の趣旨

- 本県が目指す、多様な人々の違いを認め合い、誰もがその人らしく活躍できる共生社会を実現していくための計画として策定します。
- 地域住民の参加・参画と協働による地域づくりを通じた住民自治を進めるための計画として策定します。
- 災害時や感染症の流行時においても、県民の「いのち」と「暮らし」を守ることに資する計画として策定します。
- だれ一人取り残さない」という「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の理念を踏まえ、関連する「持続可能な開発目標 (SDGs)」の目標達成に資する計画として策定します。

2. 計画の位置づけ

- 社会福祉法第 108 条に基づく計画であり、市町が策定する地域福祉計画の達成に資するため、各市町を通ずる広域的な見地から、市町の地域福祉の支援に関する事項として一体的に定めるもの。
- また、滋賀県基本構想を上位計画とし、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン等の分野別計画と整合性および連携を図りながら定めるもの。

3. 計画の期間

- 次期計画：令和 3 年度（2021 年度）から 7 年度（2025 年度）（5 年間）

【参考】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、地域生活課題が深刻化していることを把握した上で、計画策定を進める必要があると考えたため、策定期間を 6 箇月延期。
- ・次期計画策定までは、現計画に基づき地域福祉を推進する。

4. 策定経過

令和 2 年 4 月～

- 6 月 社会福祉法人、NPO 法人、一般社団法人、地域総合センター等関係団体へ訪問、コロナ禍における課題等をヒアリング
- 8 月 社会福祉審議会（諮問）
- 8 月 第 1 回 社会福祉審議会総合企画専門分科会（分科会長選出）
市町地域福祉計画担当者会議（次期地域福祉計画の方向性を報告）
- 9 月 第 2 回 社会福祉審議会総合企画専門分科会（基本理念・基本方針検討）
- 10 月 第 3 回 社会福祉審議会総合企画専門分科会（計画の方向性検討）
共同募金会へ訪問、募金活動の取組についてヒアリング
- 11 月 第 4 回 社会福祉審議会総合企画専門分科会（骨子案検討）
- 12 月 第 5 回 社会福祉審議会総合企画専門分科会（計画案検討）

- 令和3年1月 第6回 社会福祉審議会総合企画専門分科会（計画案検討）
 2月 常任委員会（骨子案の説明）

5. 今後のスケジュール

- 令和3年5月 審議会委員長から知事に対して、計画案を答申
 7月 常任委員会（素案の報告）
 県民政策コメント<1か月間>、市町意見照会
 10月 常任委員会（最終案の報告）
 計画策定

【参考：訪問団体】

	訪 問 先
1	NPO 法人 街かどケア滋賀ネット
2	公益社団法人 認知症の人と家族の会滋賀支部
3	一般財団法人 滋賀県老人クラブ連合会
4	フードバンクびわ湖
5	NPO 法人 こどもソーシャルワークセンター
6	NPO 法人 滋賀県精神障害者家族会連合会
7	社会福祉法人 虹の会
8	NPO 法人 Take-Liason
9	NPO 法人 滋賀県社会就労事業振興センター
10	一般社団法人 滋賀県労働者福祉協議会
11	さわらび福祉会
12	社会福祉法人 大津市社会福祉協議会
13	滋賀県身体障害者福祉協会
14	社会福祉法人 滋賀県共同募金会
15	まちあかり、高島学園
16	社会福祉法人 高島市共同募金会
17	社会福祉法人 甲賀市共同募金会

(※訪問日順に記載)